

参考資料1

**第七次看護職員需給見通し策定方針  
及び調査票①**



医政発 0828 第 1 号  
平成 21 年 8 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

### 第七次看護職員需給見通しの策定について

第七次看護職員需給見通しの策定については、平成 21 年 5 月に設置した「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」において議論を重ね、今般、「第七次看護職員需給見通し策定方針」(別添 1) 及び標準的な「調査票」(別添 2) を取りまとめたところである。

需給見通しは、各都道府県ごとの見通しと全国的な見通しが整合性をもって策定されるものであり、国はもとよりであるが、地域の医療提供体制の確保を担う各都道府県においても、今後の看護政策を推進する上で重要な基礎資料となるものである。

については、各都道府県におかれでは、この策定方針に基づき、各都道府県における実情を踏まえた上で、下記により各都道府県の需給見通しの策定をお願いいたしたい。

なお、各都道府県からの需給見通しの報告を受けた後、平成 22 年 3 月に中間的なとりまとめを行い、厚生労働省において全国的な観点からの整合性の確保に向けた調整を行い、検討会の議論を踏まえて、平成 22 年 1 月を目途に需給見通しを策定する予定である。

#### 記

- 1 需給見通しの策定に係る実態調査については、別添の標準的な調査票を基本としながら、必要に応じて、地域の特性を考慮し、調査項目を適宜追加して実施すること。
- 2 実態調査の際には、調査対象施設に、策定方針をあわせて送付するなど、調査対象施設が策定方針を踏まえて記入できるよう配慮すること。
- 3 各都道府県の需給見通しは、「看護職員需給見通し(各都道府県版)」(別添 3) 及び調査票「1. 基本情報」、「2. 就業状況」、「3. 今後の看護職員配置計画」の集計結果を平成 22 年 2 月 15 日までに厚生労働省医政局看護課にて提出すること。なお、提出に当たっては、その取りまとめに当たっての考え方、積算方法等に関する資料を添付すること。
- 4 調査票「4. 看護職員確保に関する情報」の集計結果は平成 22 年 3 月末日までに提出すること。
- 5 調査票の集計についての詳細は別途連絡するものとする。
- 6 需給見通しの策定に当たっては、各都道府県において、関係団体、有識者、住民代表等の参加協力を得て、需給見通しに係る検討の場を設置しても差し支えない。

## 第七次看護職員需給見通し策定方針

### 1 需給見通し策定の必要性

国は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的指針において、医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護師等の養成を図ることが求められており、看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年毎に通算6回にわたり策定してきたところである。

第六次の看護職員需給見通しは、看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、患者本位の質の高い医療サービスを実現する必要があることから、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、平成18年から平成22年までの5年間の需給見通しを策定したところである。

一方、平成21年3月にとりまとめられた厚生労働大臣主催の「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」では、①少子化による養成数の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについてや、②看護職員の確保のために、働く意向がある潜在看護職員を把握する仕組みづくり、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備などにより就労継続及び再就業の支援体制を強化することなどの推進策が求められ、これらを総合的に勘案して第七次看護職員需給見通しを策定することとされたところである。

これらを踏まえ、平成23年以降についても、引き続き需給見通しを策定するものである。

### 2 策定の方法

#### (1) 策定の考え方

- ① 今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることに鑑み、看護職員の就業の現状と同時に、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ場合の看護職員の需要数について把握するが、供給については、一定の政策効果も加味する。
- ② 実態を適切に把握するため、各施設の協力を得て、より精度の高い調査の実施に努める。

なお、算定に当たっては、看護職員全体を積み上げることとするが、助産師については再掲とする。

#### (2) 調査の方法

都道府県は、需要数・供給数について都道府県毎に積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめる。

#### (3) 調査票の記入者

看護担当責任者（看護部長等）が記載する。なお、提出にあたっては、各施設（所）長に了承を得るものとする。